

## 【上三川幼稚園 登園届等についての取り扱いについて】

○体調を崩したときには『入園のしおり』の感染症一覧をご確認いただき、医療機関を受診してください。感染症の場合には、医師の診断による必要な期間出席停止となります。

○感染症に罹患し治癒した後に登園を再開する場合には次の書類が必要となります。

- ① 意見書（医師記入用） ②登園届（保護者記入用） ③インフルエンザ・新型コロナ感染症による登園届出書の提出が必要となります。

◆小山地区医師会管内の医療機関につきましては、病院で配布されることとなっておりますので、受診した病院にご確認ください。

※小山地区医師会管内の市町：小山市、野木町、下野市、上三川町

◆小山地区以外の医療機関につきましては、各病院で発行される書類等があればそちらをお使いいただいても大丈夫ですが、無い場合は園にある書類をご利用ください。

※インフルエンザ・新型コロナにつきましては園の書類もご提出ください。（園の書類だけでも大丈夫です）

### 【園にある書類】

① 治癒証明届出書（医師記入） ※『第二種』『第三種』

② 登園届（保護者記入） ※『第三種・その他』『その他』

※感染症一覧をご確認いただき、種類によって使い分けてください。

③ インフルエンザ感染症による登園届出書 および 経過記録書（保護者記入）

新型コロナ感染症による登園届出書 および 経過記録書（保護者記入）

④ 治癒証明書

（歯科検診等で治療が必要となり、治療が終わったときに使用してください）

必要なページの書類をダウンロードしてお使いください。